

船橋市国際交流協会地域会議設置要綱

(設置)

第1条 外国人住民と共に暮らしやすい地域づくりを実現するため、外国人住民に関わる諸課題への取組みを協議する船橋市国際交流協会地域会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 外国人住民と共に暮らしやすい地域づくりの実現に当たって必要な事項
- (2) 関係機関間で円滑な連携を図るために必要な事項
- (3) その他必要な事項

(座長)

第3条 会議には座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選で選任する。
- 3 座長は、会議の事務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長の指名した者が座長の職務を代理する。

(組織)

第4条 会議は、別表に掲げる関係機関の者をもって組織する。

- 2 前項に掲げる者のほか、会議の運営上、座長が必要と認める者を構成員として加えることができる。
- 3 座長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(会議)

第5条 会議は、必要的都度船橋市国際交流協会会长が招集する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、船橋市国際交流協会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

船橋市自治会連合協議会
船橋警察署
船橋東警察署
千葉県行政書士会 葛南支部
千葉県弁護士会外国人の権利委員会
船橋商工会議所
船橋日本語学院
日興日本語学院
船橋市
船橋市国際交流協会